

昭和十年八月調

古墳調査臺帳

邑樂

郡市
西谷田
村町

古墳調査票

邑樂郡
西谷田町

第一號

天照皇大神御鏡陵

群馬縣邑樂郡西谷田村大字西岡字赤城塚

一五五四番 一畝三畝三步

一五五四番 郷社西丘神社社有

方型

直径 東西 五十八尺 南北 二十四尺
高サ 十二尺

上面平坦ニシテ雜草ナク側面ニハ雜木倭少ノヤアリ

發掘セラル(延宝五年春二月二十七日)

別紙記載ノ如キ出土品ルニ西丘神社之ヲ藏ス

材料多キニ就キ別紙ニ記載ス

特別ナル管理ヲナサス

別紙ニテ報告ス

番號	名稱	所在地	地目地積	所有者	型式	大サ	現狀	發掘ノ有無	出土品	由來徵證	管理ノ有無	參考事項
第一號	天照皇大神御鏡陵	群馬縣邑樂郡西谷田村大字西岡字赤城塚	一五五四番 一畝三畝三步	一五五四番 郷社西丘神社社有	方型	直径 東西 五十八尺 南北 二十四尺 高サ 十二尺	上面平坦ニシテ雜草ナク側面ニハ雜木倭少ノヤアリ	發掘セラル(延宝五年春二月二十七日)	別紙記載ノ如キ出土品ルニ西丘神社之ヲ藏ス	材料多キニ就キ別紙ニ記載ス	特別ナル管理ヲナサス	別紙ニテ報告ス

天照皇太神御鏡陵別紙報告書目次

第一

出品目錄

第二

由来徵證及ビ參考事項

一 御神鏡ニ就テ

(一) 丘陵ニ埋メラレシ時代考察 〓埋メラレシ根據

1. 按察使殺害ニ就テ

2. 將軍勅仕ニ就テ

3. 將軍夷狄降伏ノ祈願ニ就テ

4. 御神鏡西ノ丘ニ埋メラレシコトニ就テ

(二) 御神鏡御發掘ニ就テ

1. 發掘セラレシ時代

2. 御神鏡發掘セラレシ理由及ビソノ實況

(一) 群馬縣邑樂郡西谷田村役場

3. 神鏡光ヲ放テ給フコトニ就テ

4. 神宮御造營並ビニ御棟札ニ就テ

(三) 御神鏡ニ就テ

1. 元正天皇神祇御崇敬佛法御尊信ニ就テ

2. 當神鏡ハ韓式日像鏡ニシテ元正帝御勅鑄ナリ

3. 神鏡ノ御繪模様ニ就テ

4. 同 形狀ニ就テ

(四) 御神鏡ノ御開帳ニ就テ

1. 元祿年間

2. 享保年間

3. 元文年間

(五) 御神鏡ノ御威徳ニ就テ

1. 御火災時ニ於ケル御威徳ニ就テ

(1) 元禄年間ニ於ケル御火災ニ就テ

(2) 明和年間ニ於ケル御火災ニ就テ

(3) 明治年間ニ於ケル御火災ニ就テ

2. 大神宮御正体異状アリシトニ就テ

3. 其ノ他ノ御威徳ニ就テ

(五) 其ノ他

1. 西岡村中大日蝕當日ニ就テ

2. 神鏡本宮ニ落付タルコトニ就テ

3. 神鏡郷社内ニ安置セラレシコトニ就テ

4. 御神鏡發振者板橋氏ニ就テ

5. 鏡陵ノ位置ニ就テ

(六) 群馬縣邑樂郡西谷田村役場

6. 希望ニ就テ

7. 資料提出者

二、御劔ニ就テ

(一) 埋藏セラレシ時代

(二) 發振セラレシ時代及ビ理由

(三) 出土時ニ於ケル御模様ニ就テ

(四) 現在ノ狀況ニ就テ

以上

天照皇太神御鏡陵別紙報告書

第一 出土品目録

一、御神鏡 一面

一、御 劔 一口

(三) 群馬縣邑樂郡西谷田村役場

第二 由來徵證及び參考事項

一、御神鏡ニ就テ

(一) 丘陵ニ埋メラレシ時代考察ニ理メラレシ根據

1. 按察使被害ニ就テ

元正帝ノ養老四年秋九月按察使正五位上^モ上野廣人
反乱セシ夷賊ノ爲ニ被害セラレシ事陸奥國司ヨリ急々驛
傳ニ授ス

2. 將軍勅任ニ就テ

是月多治比^レ縣守ヲ持節征夷大將軍ニ^ト下毛野石代ヲ副
將軍ニ阿部駁河ヲ持節鎮狄將軍ニ任シ總指揮官
縣守ニ^ハ節刀ノ外特ニ韓式日像鏡ヲ有意義ニ恩賜
セラレタルモノト拜察シ奉ル

3. 將軍夷狄降伏ノ祈願ニ就テ

「多治比縣守等追討ノ途次上毛野再ル我カ血ノ丘ニ登臨シ神
ヲ離ラ樹ヲ日像鏡ヲ樹ケ併テ赤城及ビ子赤城ノ神ヲ念ジ戰捷
ヲ祈リテ奥州ニ發向シ詔ル」ト思惟セラレ

4. 神鏡 西ノ丘ノ丘陵ニ埋メセシコトニ就テ

「養老五年夏四月征夷大將軍多治比縣守鎮狄將軍阿部
駿河等大和朝廷ヲ指シテ奥州ヲ出發スルノ途次我カ西ノ丘ニ再
登臨シ神鏡ヲバ御託宣ニ由リ宝劔ト共ニ丘陵ニ埋メ奉リ切ニ
奉賣ノ誠意ヲ表シタルモノト管窺ヲ以テ恐察シ奉ル」宝劔
ハ勿論節刀ニ非ザルモノナリ

(二) 御神鏡御發掘ニ就テ

1. 發掘セラレシ時代 並ビニ土中ニ御坐ニス御事ニ就テ

四 群馬縣邑樂郡西谷田村役場

延宝五年春二月二十七日ニシテ御神鏡宝劔折ト共ニ不思議
ニモ土中ヨリ出現セラレタリ。實ニ土中ニ御坐ニスコト九百五十余年
ニシテ土中ニ最御寂シク忍ビ御坐シ暮遊ハサル。時ノ住職ハ榮桂
和尚ナリ。

2. 御神鏡發掘セラレシ理由 及ビソノ實況

「西岡村総鎮守赤城大明神腐朽大破ニ及ビ寸時モ棄テ
措キ難クナリシタメ延寶五年春二月館林殿様ノ御指揮ヲ
蒙リ御修理補繕ノ際南方ノ丘陵ヲ掘前シタリ。コト時裏
面ニ奇繪アル明鏡ヲ得タリ。赤原板橋某密ニ之ヲ懷ニ匿シ
テ冢ニ斂リ塋屋ヲ棚ニ置キタリト云フ」

3. 神鏡光ヲ放テ給フコトニ就イテ

不思議ナル哉其鏡面終夜金色ノ光ヲ放テ給ヒ屋中夜

猶晝ノ如ク三夜ニ及ビレバ早速村方ト差出セシニ依リテ時ノ名主
ヨリ館林殿ハ上申ノ處御公儀様ニ更ニ江戸幕府ハ言上遊バヤ
レタリ此處テイテ幕府特ニ鏡陵皇太神ノ尊號ヲ下賜セラレ
タルニ承ル。

4. 神宮御造營並ニ御棟札ニ就テ。

(1) 鎮守天照皇太神土中ヨリ掘出レ奉リ御宮造營材木代

「金七拾五兩」 出セン由承ル。

(2) 御棟札ニ次ノ如ク認ヌラル

檀那

北山 長左衛門尉
峯崎 源五衛門尉
根岸 野左衛門尉

延寶六戊 天二月吉日

天照皇太神宮 壹棟

上州邑樂郡西岡村別當南光院

大工

吉左衛門尉
三名

(四) 群馬縣邑樂郡西谷田村役場

(三) 御神鏡ニ就テ。

1. 元正天皇神祇御崇敬、佛法御尊信ニ就テ

(1) 人皇四十四代元正女帝ニ御女性ニ伴ヒ一途ニ天照皇太神御崇

敬ノ念尤モ深カラセ給ヘシヨリ始テ神イテ一食一祭ヲ行セラ

レシハ抑モ伊勢例幣ノ盪觴ニテ萬代ヲ易ノ興ナリト

恐察シ奉ル。

(2) 太上帝御子豫寢膳日ニ減セラレシカハ親ヲ三寶ニ歸依セラレ

御平癒ヲ祈ラセ給ヒ淨行ノ男女一百人ヲ簡取シテ僧尼

ト爲シ給ヘル。

2. 當神鏡ハ韓式日像鏡ニシテ正帝ノ御初鑄ナルニト

此ノ御鏡ハ元正女帝ノ我カ國ニ歸化セン鏡作ノ名匠ニ仰

給ヒテ神佛ノ和韓折衷ノ物ノ御勅鑄センメテ凡ク御儀ト

恐察シ奉ル。

3. 神鏡ノ御繪模様ニ就テ

本圓鏡内、眞正面下ニ左右騎獸警言圍ヲ附シテ大日靈女尊が蓮華臺上ニ拱手シ正座シオヒマス。少シク左方ニ豊受姫尊御座シマシ實ニ御鏡コソ内宮外宮一処雙居ノモノニシテ稀ニ見ル眞意籠ヲ繪シモノナリト思ヒ又御兩神ノ服裝ヲ拜スルニ左衽時代ノモノナリ。元正帝ハ養老四年十二月始メテ婦女ノ服裝ヲ定メラレ右衽ト改メラレタリ。サスレバ當神鏡ノ時代考証ノ資料トシテモ本御模様の貴重ナルモノト云ザルベカラズ。

4. 御神鏡ノ形狀ニ就テ

御鏡ハ十二支圓形ニシテ稀及リ身ノ如ク造ラレ眞中

(六) 群馬縣邑樂郡西谷田村役場

ニ臍ノ如キモノ突き出テ居ルラシク思ハルモ之ハ或ハ紐通シハト思惟サレ。古毛ノ言ニ依レバ端ノ少シク缺除スルトノ由ナルモ信ズベキヤ否ヤ確定セズ。

(四) 御神鏡ノ御開帳ニ就テ

1. 元祿十五年秋九月三十日御開帳執行ノ處茶クモ御鏡ヲリクト拜マセラル。尼日堀其月廿一日ヨリ紅ノ色ト變ルニヨリ楓川ト警異シ奉リシニ濟涉リヌト此時ノ導師ハ慈觀大僧都ト申傳ヘラル。

2. 享保年間(二年甲辰冬十月廿七)南光院寺内ニテ導師如海大神宮臨時御開帳ヲ執行セラル。

其ノ筋ヨリ木村豊前守殿御淑遣相成リ神道御講談アリタリ。

3. 元文五年甲辰春三月七日ヨリ向フ一週間執行セラル。

導師ハ常運和尙ニテ導師參筆並御潔齋ノ元
分ナリヤ神意ニ叶ハズル故カ一週間ハ内過半雨降り泥上
歩行ニ困難ナリキト云フ。

(五) 御神鏡ノ御威徳ニ就テ

1. 御火災時ニ於ケル御威徳ニ就テ

(1) 元禄年間ニ於ケル御火災ニ就テ

元禄年中南光院佛堂上ノ折別當権大僧都一
慈觀火中ヨリ御鏡丈急ギ取出シ奉リ堂宇
反盡トナリシモ御正体ニ何等ノ焼損ナレト承ル。

(2) 明和七年春二月二十九日夜南光院再ハ炎上ノ処
法印権大僧都重榮師御鏡箱ヲ取出サレ錦衣
(七) 群馬縣邑樂郡西谷田村役場

ヲ打テ蔽ヒ早クモ御靈体ヲ奉体シ御異狀ナカリキ。
(3) 明治十三年旧十月九日大西風ノ晚台赤城塚大火車
馬ヲテ燒殺セン慘狀ナリシカバ南光院澄英和尙ハ飛
起キ直ニ白衣ヲ着換ヘ秋葉山ヲ念ジテ梵鐘ヲ乱打シ
居リシ内ニ火ハ東ヘ東ヘト靡キ神鏡クケ無事タリ。

2. 大神宮御正体異狀アリシトニ就テ

天保十三年春三月朔日ヨリ向フ五日間中開帳ノ処結
願當日兩村役人壇徒總代氏子帶刀社袈裟圍兜
ニテテ御正体驟カニ室カラ出給ヒ差掛ケル大傘ニ
ノ衣七丈袈裟ヲ打裝ヒテ之ヲ奉戴セル別當光範
ハラシレリ汗ヲ流シ法衣ノ袖一入深ク沾シタリ。神威ノ
程嗚呼マタ尊ナラバヤ。

3. 其ノ他ノ御威徳ニ就テ.

延宝以来盜賊及ビテ將ノ者トモ折々神鏡ヲ目ヲテ盜取
ラシト又ハ御正体ヲ竊ニ伺ヒ奉ラシメ内ニモ中古伊勢崎
在リ叛人等ハ此神鏡ヲバ夜半取出シ新田字龜子沼邊ニ
迄持行キレモ手足分クテ進ミモヤクテ餘儀ナクニ南光院ニ
持来リ安置シタリト傳フ。

(五) 其ノ他

1. 西岡村中大日蝕當日ノ模様ニ就テ.

明治十年、旧七月朔日太陽全蝕ニテ一時天下暗黒ト
ナル。吾村鎮守天照大神ノ事トテ一戸一人社頭ニ參集シ
殊更沖神酒ヲ進セ御愷ヲ日輪ト共ニセラル。

2. 神鏡本宮ニ落付キタコトニ就テ

〇

群馬縣邑樂郡西谷田村役場

明治三六年旧三月四日村長荒井嘉平陸員一名ヲ從
社司ガ奉戴セル神鏡ヲ南光院ヨリ敬告固シフ、社頭
ニ向フ。是ニ至リテ御鏡再ビ當山ニ還御セラレ以後本宮
ニ鎮リ給フ。

3. 明治四十一年四月太神宮 赤城神社ニ合併セラレト同時
ニ神鏡当殿ニ安置セラレ。

4. 神鏡發掘者枝橋某ノ子孫今尚同村ニ居住スルモ
神威ニフレシニシラヤ繁榮セズト稱セラレ。

5. 鏡陵ノ位置ニ就テ

本丘陵ハ尾山塊ノ最南端ニシテ往古ハ渡良瀬川ソ
前面ヲ緩流シ前方ノ眺、濶然トシテ関東ノ大平野
展開シ實ニ勝景ノ地ナリ。往古ノ花岡ノ里ノ西方

約二十余町ノ地、館林ヨリ東方三里ノ地矣ナリ。

b. 希望ニ就テ。

(1) 郷社ノ社格デハ誠ニ恐レ多イ次第デアルト思惟ス

(2) 御神鏡ニ就キ奉リテハ前述ノ如ク日本ニ又トナキ宝物ト恐察シ奉ルニ就キ、ヨロシクワノ道ノ權威者ノ鑑定ヨリ最モ肝要事ト痛感スルモノナリ

又資料提出者

本文記載ノ資料提出者ハ本村西岡玄身長谷川長五郎氏ニシテ氏ノ御好意ニ依リ得ラル。

二. 御劔ニ就テ。

(1) 埋藏セラレン時代

(九) 群馬縣邑樂郡西谷田村役場

(2) 發掘セラレン時代

兩項目ハ前述ノ御神鏡ニ同ジキヲ以テ省略ス

(3) 發掘セラレン當時ノ狀態

既ニ酸化シ居リシタメ數個ニ分レ折リ原形ヲ認メ得ズ。唯直刀ナリト鑑定出來シノミト傳フ。

(4) 現在ノ狀況ニ就テ。

御記録ニハ神劔一口ト記載セラシ居ルモ前述ノ如ク全ク原形ヲシテ寶物トシテ郷社西丘神社ニ所藏セラル。

(以上)

古墳調査票

邑 樂部
西谷田町村

番號	名稱	所在地	地目地積	所有者	型式	大サ	現狀	發掘ノ有無	出土品	由來徵證	管理ノ有無	參考事項
第二號	御諸別王御陵墓	群馬縣邑樂郡西谷田村大字西岡字赤城塚	一五五ニ番 二反八畝十二步	十五五ニ番 郷社西丘神社社有	方型刀	直径 東西 三十四尺 高サ 裏 三十尺 南北 二十尺 裏 十二尺	郷社西丘神社鎮座マシシ大樹天ヲ摩ス	發掘セラレズ	ナシ	參考事項ト共ニ別紙ニ記載ス	生徒分担ニテ清淨ニツトム	

擔當調査員
職氏名印

御諸別王御陵墓別紙報告書目次

由來徵證及ビ參多考事ノ項

一、地名ヨリ考察シテ

(1) 赤城塚ト稱セラルル矣ヨリ見テ、

(2) 赤城畑ノ存在ヨリ見テ、

二、御諸別王當時ニ於ケル在廳國府ノ所在地ニ就テ

(1) 諸説

(2) 私見

三、彦狹島王ノ御墳墓カラ見テノ考證

(1) 日本書紀

1. 彦狹島王 赴仕ニ至リザルニ薨去シ給フコトニ就テ、

2. 東國ノ百姓王ノ屍ヲ盜リ未リ葬ルコトニ就テ、

四、群馬縣邑樂郡西谷田村役場

(1) 狹島明神ノ存在ヨリ見テ

四、從五位上子赤城明神鎮坐シ給フ矣ヨリノ考證

(1) 御祭神ニ就テ、

(2) 西ノ岡(丘)ニ就テ、

(3) 子赤城明神ノ赤城神社中ニオケル地位ニ就テ

1. 總社ニ就テ、

2. 西丘子赤城明神ハ上野七赤城ノ一

3. 新上州下邑柴七社赤城ニ就テ、

4. 近世西丘赤城塚ヲ中心トセル三里以内各地赤城明神ニ

就テ

(四) 子赤城明神ノ字ヲ失ハル事ニ就テ、

五、其ノ他

(一) 西ノ丘ヨリ實ニ御諸別王御陵墓トシテ最モ正鶴ヲ得タル地ト恐察シ奉ル。

(二) 我カ近傍ニ諸(モ)ト稱スル地名アリ且ヲ茂呂姓ヲ名乗ルモノ多シ。

六、附記

(一) 徹底セル學的研究ノ必要

(二) 資料提供者

以上

(二) 群馬縣邑樂郡西谷田村役場

御諸別古墳(御陵墓)別紙報告書

由來徵證及ビ參考事項

一、地名ヨリ考察シテ

(一)赤城塚ト稱セラルル莫ヨリ見テ

元祿明知ノ兩度ニテハ南光院炎上、爲遺骸ニモ古記録等一切烏有ニ歸レンノ結果トシテ旧字名寄台帳ヲ失フ故、他ノ旧字名ハ残存セザリトモ独リ我カ赤城塚ナル稱呼ハ現存シ三才ノ童子ノスラ之ヲ口ニ致シ居レルハ大ニ研究スベキ事ト思ハル。赤城ナル文字ハ崇神天皇、御宇東國經營ノ爲メ派遣セラレシ豐城入彦命ト重大ナル關係ヲ有スルハ明ラカニシテ、更ニ塚ナルセラ吟味スルニイヨク、意義深キキトヲ窺知スルニ至ルナリ。

(二) 群馬縣邑樂郡西谷田村役場

(一)赤城畑ノ存在ヨリ見テ

當畑ハ往古ヨリ傳ハル畑ニシテ古傳ヘニ依レバ赤城明神ノ灸多門トカ、或ハ遷宮ノ地トカ稱セラレ明治時代ニハ社アリキト云フ。地積八九畝ニ一步、元、社僧別當南光院ノ所有ナリ。現在大正十三年十月二十四日西谷田小學校敷地トシテ賣却セラレ校庭ノ一部分ヲナスト云フ。

二、御諸別王當時於ケル在廳國府ノ所在地ニ就テ

(一)諸説、本題ニ就キテハ學者、研究家ノ意見各々ニシテ或ハ西上州元總社邊ノ地ニトリ、或ハ宇都宮近在ト唱ヘル者アリ一定セズ

(二)私見、當地方ニ觀ルニトハ次、諸莫ヲ餘リニ無視セリト云ハシカ
一、其、當時ノ蝦夷ハ現在、西上州地方ニラスシテ我カ西ノ丘ヨリ
以東、以北ヨリ所謂陸奥、國地方ト云ヘラルニラスヤ

即チ足尾山塊筑波地塊ヲ結びシ直線上以上テハナカリシカ
2. 往時ノ西ノ丘近傍ハ九谷ハ坂ト申シテアシ、オギカヤ、マコモ
等繁茂シ夷狄ノ隠レ場所トシテ最適ゾラリシト考ヘラ
ルモニテ西上州トハ文化上大イナル差異アリシト推察セズ
3. 征伐ノ指揮者即チ將軍ノ根據地ハスベカラス夷狄ノ根據
地ヨリ近キヲ妥當ナリト考ヘラレ故諸説中一西上州ト云ハ
ル可シテムシロ宇都宮附近ト稱スルガ或ハ正シカラント思ハル
三、狹島王ノ御墳墓カヲ見テ考證

(一) 日本書紀

1. 景行帝ノ五十五年春二月豊城入彦命ノ御孫彦狹島王東
山道十五ヶ國ノ都督ヲ大和朝廷ニ拜命シテ赴任先ニテ毫
古セラルト記載セラル

(四) 群馬縣邑樂郡西谷田村役場

2. コノイテ東國ノ百姓等王ノ死ヲ痛ミ悲ミ屍ヲ上野ニ葬ルト
アルモ明カラナリ。

(二) 狹島明神ノ存在ヨリ見テハ從來ノ説ニ反駁す。

1. 彦狹島王ノ崩御ノ地果シテ然リトセバ、地理的、時間的ニ
眺メシ時果シテ可能ナリヤ否ヤ、上野ノ百姓達ノ仕事トシ
テハ餘リニモ無理デハナランカ。
2. 即チモト時問的ニ、空間的ニ妥當ナル所ヨリ本問題解決
ノ楔ト思ハルコト意味ニオイテ沼田穴作峠附近ヨリ屈強ノ
地ト思ハル

3. 書紀ノ上野ノ解釈ニ就キ。

書紀ノ上野ニ葬ルル語ハ上野國ヲ指示セルニテラスニテ栃木
縣安蘇郡上野村(植野村)ト考ヘラル何故ナラバ

當植野村ニ狹島明神鎮座ニ給ヒ、近隣ノ崇敬篤キ
ヲ以テナリ。

4. 狹島明神祭祀ノ説

秦狹島王御赴任ノ途次上野ノ國沼田附近穴作峠ニ到リ
テ病ニ罹ラセ薨ジ給ヒシ時、予國ノ民彦狹島王ノ至ラザル
ヲ悲悼シ往テ王ノ尸ヲ盗ニ歸来テ今ノ下野安蘇郡
上野村アル伊保ニ葬リテ狹島明神ト號スレト

5. 社號ノ變更

天慶中依藤太香郷平將門ヲ征スルニ及テ日本武
公尊ヲ合祀シ赤城明神ト改稱セリト云フ

當社、建築規模ノ宏大實ニ壯嚴ニシテ由緒アルニテ如實ニ物
考リ居ルモ、現在狹島明神ト稱セラルカヘシノモ残念ナリ

(五) 群馬縣邑樂郡西谷田村役場

而シテ若シモ狹島明神ト王ヲ赤城明神トナレ且ツ御陵墓ト
センカ、我が両丘ノ赤城塚イヨクソノ確實ニ性ヲ加フルモノト云フヘシ
四從五位上 子赤城明神 鎮座ニ給フ矣ヨリ考徴
ハ御祭神ニ就テ

公尊クモ御諸別王ト定メラル。

後世ニ至リ御諸別王ノ御陵墓ハ遠近各所其ノ傳説
アルモ比白ソノ根據至ツテ薄弱ナリ然ルニ我が子赤城明神
ノ鎮座ニ奉ル赤城塚コソ王ノ御陵墓トシテ確定地ト云フモ
可ナラン。次ニ少シク祭祀セラレシ理由ヲ述ベル。

王當地方ニ於ケル夷狄殘黨ノ征代ノタメ御出征ナサレ
ソノ大郡分ヲ平ゲ給ヒシモ隱レ居テ現ルガハ賊ノ爲ニ襲
ハル知ナリ前京赤城畑ニオイテ戦死セラレシ御模樣ニテ、我が

軍卒悲泣シテ王ノ御遺骸ヲ數丁西ニ穿キ行キ赤城塚
奥城奥ク奉葬セラレ後一祠ヲ家上ニ建テ子赤城明神ト
尊崇シ奉ル。此ノ神號タズヤ御諸別王ハ豊城入彦命ノ
御孫彦狹島王、御子ニ當坐セルニ依リヤニ拜祭シ奉ル。

(三) 西ノ丘ニ就テ、

西ノ丘稀ニ見ル高燥佳景北城淨然 風光佳絶ノ地ニシ
テ關東平野一望ノ中ニ辰望セラレ實ニ國內無雙ノ丘陵ト
稱スル御陵墓地トシテ稀ナル地ト拜シ奉ル

(四) 子赤城明神ノ赤城神社中ニオン地ニ就テ、

一 總社ニ就テ

國司赴任草々先ツ国内神名帳ニ記載スル所ノ諸社ヲ悉ク巡
拜シ後吉日ヲ擇ビテ初メテ一廳宣ラ發レ、國務ヲ報執行セラ

(六) 群馬縣邑樂郡西谷田村役場

ル就中一著名ナル赤城榛名貫前(妙義ヲ拭ク)伊香
保板倉、西丘子赤城明神ノ如キニ至リテハ國司司考向セラレ
ニ先キ立テ縁メ神拜準備ヲナシハ時ニ或ハ臨時祭ヲ執行
セラレシモト思ハル。總社ハ巡拜ノ困難ナルヨリ諸神社ヲ一所ニ
集メラレシモニシテ其外ニ多ク、巡拜ヲナシテト同流果ヲ得シナリ。

西ノ丘子赤城明神ハ上野七社赤城ノ一

從五位上 赤城若御子明神 群馬西郡ニ坐ス

全 赤城三明神 群馬郡ニ坐ス

正五位上 赤城若御子明神 全

延喜式大正一位赤城大明神 大正皇帝 勢多郡ニ坐ス

正三位 赤城三御子明神 群馬西郡ニ坐ス

正五位上 赤城若御子明神 勢多郡ニ坐ス

正五位上 赤城若御子明神 勢多郡ニ坐ス

從五位上 子赤城明神 邑樂郡ニ坐ス

之ニ依リテ理解セラルガ如ク七社赤城ノ分布ハ西上州ニ多キニ唯

一社我カ西ノ丘子赤城明神ノ東部ニ御坐スハ其處ニ大ナル

理由ナカザルハカラスト共ニ當社コソ御祭神ノ御請別王ニシテ

且ツ冢上ニ建立モラレシコトヲ明ラカニ奉ル一考資トナモノナリ。

3. 新上州七社赤城ニ就テ。

村社 赤城神社 上早川田ニ坐ス。

無格社 赤城神社 北大島ニ坐ス。

村社 赤城神社 除川ニ坐ス。

上野 神名帳 從五位上 子赤城明神 西丘ニ坐ス。

村社 赤城神社 傍赤塚ニ坐ス。

(1) 群馬縣邑樂郡西谷田村役場

村社 赤城神社 木戸ニ坐ス。

無格社 赤城神社 海老瀬ニ坐ス。

4. 近世西ノ丘赤城塚ヲ中心トセル三里以内ノ各地赤城明神ニ就テ

無格社 赤城神社 安蘇郡 越名ニ坐ス

全社 赤城神社 足利郡 本城ニ坐ス

全社 赤城神社 岩井ニ坐ス

全社 赤城神社 上洪堂ニ坐ス

全社 赤城神社 和泉ニ坐ス

全社 赤城神社 勸農ニ坐ス

全社 赤城神社 羽川ニ坐ス

全社 赤城神社 荒萩ニ坐ス

全社 赤城神社 中日向ニ坐ス

全社 赤城神社 高松ニ坐ス

上野國神名帳 邑樂郡 從五位上 子赤城明神

無格社 赤城神社 安蘇郡 船津川ニ坐ス

無格社 赤城神社 邑樂郡 植野ニ坐ス

無格社 赤城神社 邑樂郡 下早川田ニ坐ス

無格社 赤城神社 木戸ニ坐ス

無格社	無格社	無格社	無格社	赤城神社	邑學那備手塚坐入
全	全	全	全	全	足次ニ坐入
全	全	全	全	全	海老瀬ニ坐入
全	全	全	全	全	北大島ニ坐入
全	全	全	全	全	岸川ニ坐入
全	全	全	全	全	上早川田ニ坐入
全	全	全	全	全	下郡箕野三鴨ニ坐入

以上ノ如キ本社ヲ中心トシテ考證シ行ハバ唯單ニ貴キ神社ト
 ウテ得ルニ止ラズ如何ニ我カ西丘ナル子赤城明神ハ往古ヨリ存
 在ナシ東部諸赤城神社ノ筆頭ナルカ明ラクトナリ此ニ吾
 人ハ本明神コソ御諸別王ヲ祀リ奉リ且ツ家上ニ建立セラレシコト
 ヲ益々確信スルニ至ルモノナリ。

五、其、他

(一) 御諸別王ノ御陵墓ニ関シ奉リテハ世論区キナルモ凡テ
 莫ヨリ考證シテ當赤城塚コソ最モ有力ナルモノト思惟シ

(二) 群馬縣邑樂郡西谷田村役場

奉ルモ差支ナント信ジ奉ル。

(三) 我が西ノ丘近傍ニハモロヒと密接ナル関係地アリ。

1. 西ノ丘ノ北弱里ノ処ニ茂呂山アリ

2. 又東里許ノ処ニ茂呂宿ト云フ所アリ

吉田文學子博士ハ御諸別ノ代名ニアラスヤト稱セリ。

3. 高山村ニハ茂呂ノ姓ヲ稱スルモノアリ

六、附記

(一) 本誌載事項ニ関シテハ未ダ誰人モ主張セズ或ハソノ正鵠ヲ
 失スル莫多クアルヲ思フ故、權威者ノ學的研究ヲ肝要
 ナリト思ハル

(二) 資料提供者 前記ノ長谷川長五郎氏

以上。

古墳調査票

邑樂
一四谷田町

番號	名稱	所在地	地目地積	所有者	型式	大サ	現狀	發掘ノ有無	出土品	由來徵證	管理ノ有無	參考事項
第三號	ナシ	群馬縣邑樂郡四谷町大字西岡	四七一番 一畝三十五步		不詳	高サ 四尺二寸 直徑 三十五尺	芝地ニシテ一基ノ大日如來像一株ノ松アリ	發掘セラズ	無シ	無シ	町田氏一家ニテ管理ヲナス	八月二十八日 大日様ヲ祭祀ス

擔當調査員
職氏名印

古墳調査票

邑樂部
西谷田村

番 號	名 稱	所 在 地	地 目 地 積	所 有 者	型 式	大 サ	現 狀	發 掘 ノ 有 無	出 土 品	由 來 徵 證	管 理 ノ 有 無	參 考 事 項
第四號	ナ シ	群馬縣邑樂郡西谷田村大字西岡五。一番	五。一番 二畝五步	五。一番 西岡南光院	不詳	不詳	畑地トシテ利用セラル。	發掘セスモ上部ヲ平坦トナス	無シ	無シ	無シ	無シ

擔當調査員
職氏名印

古墳調査票

郡

町村

番 號	名 稱	所 在 地	地 目 地 積	所 有 者	型 式	大 サ	現 狀	發 掘 ノ 有 無	出 土 品	由 來 徵 證	管 理 ノ 有 無	參 考 事 項
第五號	葦人塚	群馬縣邑島郡曲谷田村大字大倉場乙二六六番	畑一畝二一歩		不詳	不詳	田地トシテ利用	畑トナリ田トナリタリ	山依ノ所持品葦人具類等	不詳	無し	無し

擔當調査員
職氏名印
小倉一正
西谷田校訓導